

下記の委託業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年8月7日

公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構

理事長 大須賀 淑郎

1 業務概要

(1) 業務名

「自立のための 3 歩の住まい」広報用VRコンテンツ制作業務委託

(2) 業務内容

静岡県が推進する健康長寿・自立支援プロジェクトにおける、人生100年時代の住宅整備「自立のための 3 歩の住まい」のコンセプトの普及啓発及び自立を支援する新たな製品や技術の開発を目指し、VR技術を活用し、Webサイトや展示会等において、ファルマモデルルームを体感でき、ルームに設置している県内企業の製品等を紹介する広報用VRコンテンツを制作することにより、コンセプトをより広く発信するとともに、県内企業の製品や技術等の開発促進を図る。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

(4) 契約限度額

2,000,000円（消費税込み） 限度額を超えたものは失格とする。

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間に国税又は都道府県税を滞納しているものでないこと。
- (8) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 選定基準

提出された書類に基づき、総合的に審査して決定する。

4 手続等

(1) 担当部署・問い合わせ先

〒411-0934 静岡県駿東郡長泉町下長窪1002-1（静岡県医療健康産業研究開発センター内）

公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構 ファルマバレーセンター企画部

電話番号：055-980-6333 FAX：055-980-6320

E-mail：kikaku-pvc@fuji-pvc.jp

(2) 企画提案募集要領等の配布

ア 配布期間

公告の日から令和7年8月15日（金）正午まで

イ 交付場所

ファルマバレーセンターホームページに掲載する

(3) 参加意向の表明方法

令和7年8月15日（金）17時までに、参加表明書（様式1）を原則、電子メール（PDFファイルとすること）により提出すること。

(4) 企画提案書の提出方法

公募要領のとおり

(5) 選定

公募要領のとおり

5 その他

(1) 詳細は公募要領による。

(2) 企画提案協議に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は一切返却しない。また、企画提案書による提案内容はPVCに帰属する。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。